

仕 様 書

1 件名

特別高圧受電設備点検ほか4件の電気設備点検委託

(内訳)

点検委託名称	数量	予定実施時期	停電の有無	備考
特別高圧受電設備点検	1式	7月～9月	無	SNW1号線～3号線
UPS設備点検	1式	8月	無	いわゆる緑／茶色コンセント
一般系高圧設備点検	1式	診療棟…10月下旬 ～11月上旬 管理棟…3月	有	いわゆる白コンセント 土曜日以外は実施しない
高圧コンデンサ設備点検	1式	11月	有	診療棟の一般系高圧設備点検と同時に実施する
非常系高圧設備点検	1式	診療棟…3月 管理棟…3月	無	いわゆる赤コンセント 土曜日以外は実施しない

2 履行期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

3 履行場所及び対象設備

東京通信病院診療棟及び管理棟。なお、業務範囲は下記のとおりとする。(別紙単線結線図を参照)

履行場所	対象設備
地下2階特高電気室 (SNW部分)	リングメインスイッチ (RMS) 3台 特高変圧器 (2500kVA) 3台 真空遮断器 (VCB) 10台 保護継電器 3台 配電盤 (母線、電力ケーブル含む) 1式
地下2階特高電気室 (特高部分を除く)	高圧真空遮断器 (VCB) 24台 保護継電器 76台 高圧交流負荷開閉器 (LBS) 30台 変圧器 30台 真空接触器 5台 コンデンサ・リアクトル 5式 配電盤 (母線、電力ケーブル含む) 1式 直流電源装置 (操作用・非常照明用) 2式
4階屋上電気室 (キュービクル)	高圧真空遮断器 (VCB) 4台 保護継電器 13台 高圧交流負荷開閉器 (LBS) 9台 変圧器 9台 配電盤 (母線、電力ケーブル含む) 1式
地下2階CVCF室	UPS本体 200kVA 1式 蓄電池 (MSE-200×2P 156セル) 1式 周辺盤 (入出力盤、出力盤) 1式
管理棟電気室	高圧真空遮断器 (VCB) 7台 変圧器 14台 配電盤 (母線、電力ケーブル含む) 1式

6 委託内容

高圧電気設備点検要領のとおり

7 その他

不明な点は会計課長の指示による

高圧電気設備点検要領

I 一般適用事項

1 一般事項

- (1) 本業務は、電気事業法の保安規定に定めた電気工作物の維持及び運用に関する保安を確保するための業務である。また、この要領は、高圧電気設備点検業務の実施方法の大要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも自然附帯の業務は、総て係員の指示により委託金額の範囲内で実施すること。
- (2) 本業務に必要な工具及び各種機器類等は、受託者の負担とする。
- (3) 本業務は係員が指定する日に実施すること。なお、停電時間帯、停電時間については係員と協議すること。
- ① 特別高圧設備、直流電源装置 每年7月～9月の平日
- ② UPS設備 每年8月中旬～下旬の平日
- ③ 診療棟高圧設備（一般系）、コンデンサ設備 每年10月下旬～11月上旬の土曜日
- ④ 管理棟高圧設備（一般系及び非常系） 每年3月中旬の土曜日
- (4) この要領でいう係員とは、当院会計課施設管理係監督社員をいう。

2 疑義

点検要領、作業方法等で疑義を生じたときは、係員の指示を受けるものとする。

3 作業責任者

点検作業実施中は、作業責任者を定め、作業員の指揮及び作業状況等の把握に努めるとともに係員と連絡を密にし、不備による支障のないようすること。

4 危険予防措置

実施に当たっては、人間及び施設・備品に対し損害を与えないよう必要な措置を行うこと。
万一損害を与えたときは直ちに措置し、事後遅滞なく係員に報告すること。

5 諸官庁届出等

受託者は、点検にあたり関係法規及び諸規格に準拠しなければならない。

- (1) 電気事業法
(2) 労働基準法、労働安全衛生法
(3) その他関連の規格

当該業務に関する法令、条例、規則などを遵守すること。法令等の制定または改廃がなされた場合は、適法に施工するよう対処すること。

また、諸官庁に必要な届出がある場合において、諸手続等はこの契約の範囲内で代行すること。

6 破損箇所の措置

当作業によって発見した破損、故障箇所はその機能が維持できるよう処置し、直ちに係員に報告すること。ただし、部品交換等の必要が発生する場合は、費用、方法を別途協議するものとする。

また、保証期間内に明らかに受託者の点検不備に起因する故障が生じた場合は、受託者の責任において直に修理または取替をしなければならない。

7 使用材料

使用する材料は総て品質良好なもので、規格（JIS）等の指定のあるものは規格品を使用すること。

なお、ヒューズ及びランプ等の軽微な部品類の交換並びに油脂及びウエス等の消耗品の使用は、契約の範囲内とする。

8 火気取締等

- (1) 当作業に当たって、火災及び盗難防止を心掛けるとともに、作業の安全には十分考慮し安全対策を講じ実施すること。特に、点検作業中は充電部分と停電部分の区別を明確にすること。服装につ

いては、腕や足の露出が少ない作業着、安全帽やヘルメットを着用すること

- (2) 事故発生の場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに係員に報告し、その指示を受けるものとする。

9 後片付け

- (1) 請負者は、常に整理整頓に心掛け、作業終了後速やかに後片付け清掃を実施すること。
(2) 作業により発生した残材等は、請負者の責任及び負担において係員の指示により処理すること。

10 記録・報告

当業務終了後は、作業内容等を正確に記録し取りまとめた報告書を作成の上、係員へ提出するものとする。

11 その他

- (1) 業務の実施時期や実施時間の決定に当たっては、係員及び当院の電気主任技術者と協議し、施設運用に支障のないよう配慮すること。
(2) 本業務について受託者は、必要に応じ業務関係書類を提出すること。これらに要する費用は受託者の負担とする。また、契約後速やかに、仕様書に基づいて業務に関して詳細なる打ち合わせを行うこと。
(3) 業務箇所では、周辺の機能に影響を与えぬよう、十分注意して業務を行うこと。
(4) 業務中の安全には十分考慮し安全対策を講じ業務を行うこと。
(5) 土日、祝日及び17時以降の工事は、事前に係員に申し出て許可を得ること。
(6) 作業後は必ず係員に検査を受けること。
(7) 他の工事を実施している場合は、他の工事業者と調整を十分に図ること。

II 電気点検内容

1 リングメインスイッチ (RMS)

- (1) 主回路部の接地接触子のワイヤ測定、ギャップ測定。
(2) 各機構部の動作状態確認、清掃、注油、動作試験等による点検。
(3) 絶縁抵抗測定。

2 高圧真空遮断器 (VCB)

- (1) 目視による各部品の破損、亀裂、損耗、ネジの緩み、鏽等の異常変化の確認。
(2) 各機構部の動作状態確認、清掃、注油、寸法管理、動作試験等による点検。
(3) 絶縁抵抗測定。

3 負荷開閉器 (LBS)

- (1) 目視による各部品の破損、亀裂、損耗、ネジの緩み、鏽等の異常変化の確認。
(2) 各機構部の動作状態確認、清掃、注油、動作試験等による点検。
(3) 絶縁抵抗測定。

4 保護継電器

- (1) 目視による各部品の破損、亀裂、損耗、ネジの緩み、鏽等の異常変化の確認。
(2) 各部の動作状態の異常確認、清掃、動作特性試験等による点検。

5 変圧器

- (1) 目視による各部品の破損、亀裂、損耗、ネジの緩み、鏽等の異常変化の確認。
(2) 絶縁抵抗測定。

6 コンデンサ・リアクトル

- (1) 目視による各部品の破損、亀裂、損耗、ネジの緩み、鏽等の異常変化の確認。
(2) 各部状態の異常有無の確認、清掃。
(3) コンデンサ静電容量測定 (細密時)。

(4) 絶縁抵抗測定。

7 配電盤

- (1) 目視による各部品の破損、亀裂、損耗、ネジの緩み、鏽等の異常変化の確認。
- (2) 各部状態の異常有無の確認、清掃。
- (3) 絶縁抵抗測定。
- (4) 保護継電器との連動試験、シーケンスチェック等。

8 直流電源装置

- (1) 目視による各部品の破損、亀裂、損耗、ネジの緩み、鏽等の異常変化の確認。
- (2) 各部状態の異常有無の確認、清掃、動作試験による点検。
- (3) 端子電圧、絶縁抵抗測定、波形測定、特性試験等による点検。

9 UPS本体

- (1) 室内の塵埃、異臭、温度、湿度等による異常有無の確認。
- (2) 半導体スタック類、継電器等の機器における変色、変形、損傷の有無確認。
- (3) ボルト、ナット、ネジ類に締付不良がないことを確認、清掃。
- (4) 絶縁抵抗測定。
- (5) ゲート制御回路の制御電源電圧測定。
- (6) 保護連動試験、無負荷運転確認、総合運転試験。
- (7) 蓄電池の点検。
- (8) 浮動充電時における特性試験として、総電圧、単電池電圧、蓄電池温度、
- (9) 内部抵抗値がメーカー基準値を満たしていることを確認。

III 仮設範囲

1 一般系統停電

- ・ 寝台用エレベーター
- ・ 栄養管理室／厨房
- ・ 薬剤部
- ・ 首都圏健管センター（管理棟）
- ・ レジデントハウス（管理棟）

2 非常系統停電

- ・ 病棟
- ・ 才部、ICU/CCU
- ・ 放射線科
- ・ 薬剤部
- ・ 救急外来、防災センター（診療棟）
- ・ UPS 設備
- ・ 医療ガス設備
- ・ 警備室（管理棟）